

平成21年1月27日
第三者委員会

離島対策事業協力実施要項の一部の改正

離島対策事業協力実施要項(平成20年8月27日制定)に次の附則を加える。

附 則

(助成単価の特例)

第1条 平成21年度におけるこの要項に基づく特定の離島地域に係る協力事業において、テレビジョン受信機(液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)及びプラズマ式のものに限る。)(以下「薄型テレビ」という。)及び衣類乾燥機が廃棄物となったものであって、平成21年4月1日以降に再商品化等実施者に引き渡されたものに係る助成単価は、第5条第3項の規定にかかわらず、次に掲げる通りとする。

- ① 薄型テレビが廃棄物となったものに係る助成単価は、当該離島地域について本委員会が決定したブラウン管式テレビジョン受信機が廃棄物となったものに係るそれと同額とする。
- ② 衣類乾燥機が廃棄物となったものに係る助成単価は、当該離島地域について本委員会が決定した電気洗濯機が廃棄物となったものに係るそれと同額とする。

(施行期日)

第2条 前条の規定は平成21年4月1日から施行する。